

加賀谷委員長：ただ今から第2回公共事業評価専門委員会を開催いたします。

開催にあたりまして、委員総数10名のうち7名が出席しております。秋田県政策等の評価に関する条例第13条第3項に定める定足数を満たしていることを報告いたします。

本日の委員会は16時前には終了したいと考えておりますので、それまでじっくりご意見などを承りたいと思っております。

それでは次第に従いまして、会議を進めてまいります。審議に入る前に委員会に諮問がありました事項等について、事務局から説明を求めます。

事務局：事務局から説明いたします。

事前に委員の皆様へ配布している文書のとおり、平成24年11月15日付けで知事から当委員会に諮問がなされております。

本日、皆様にお配りしたA4横の「資料公共事業箇所評価の目的及び対象」をご覧ください。この度の諮問案件は、資料中段の網掛け部分、継続評価であり、継続して実施している公共事業の継続や中止等の判断材料にするため、委員の皆様から広く意見をいただくことを目的とするものです。評価対象は、農林水産省所管の着手後又は継続箇所評価後6年目（国土交通省所管は5年目）の事業、総事業費5億円以上の県単独事業で5年目の事業、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた事業などが対象となります。諮問案件は全19件で、うち農林水産部の継続箇所が6件、建設部の継続箇所が13件となっております。なお、ファイルのインデックスで点数一覧と書かれた資料については、資料の中段下側にあるとおり、継続箇所評価の実施後3年を経過した事業について、所管課が評価基準点の再確認を行った結果、5点以上の増減があった場合に、5年経過した箇所と同様に継続箇所評価の審議が必要となりますが、今回は評価点に5点以上の増減がある箇所がなかったため、審議の対象とはならず、備考欄の※印4により報告のみとなったものです。そのため、一覧表と評価基準のみを添付しております。また、10月に開催されました第1回公共事業評価専門委員会や議事録の確認等で皆様から頂戴したご意見は、事業の実施や委員会の運営等に可能な限り反映してまいりたいと考えております。すぐには対応できないことや、何らかの理由で実行できないこともあるかもしれませんが、今後も皆様からの忌憚ないご意見をお願い致します。

事務局からは以上です。

加賀谷委員長：ありがとうございました。それでは19件について審議を行います。

最初に農林水産部関係について審議し、質疑を承ります。その後で建設部関係について審議するという順序で進行してまいりたいと思います。最後に時間があれば全体をとおしまして、何かご意見ございましたら承りたいと思います。県からの説明は、農林水産部6件のうちの2件、建設部13件のうち5件としております。

それでは農林水産部所管事業につきまして審議に入りたいと思います。農地整備課の説明をお願いします。

藤原農地整備課政策監：当課の下山課長が他の会議に出席のため、私から説明させていただきます。

説明に入ります前に当課関係の資料の差し替えをお願いします。農一継一03、神岡西部地区の1ページ目です。1. 事業の概要に記載ミスがありましたので、差し替えをお願いします。

今回の農地整備課所管の公共事業継続箇所評価の対象事業は、経営体育成基盤整備事業5箇所とか

んがい排水事業1箇所の計2事業で6箇所でございます。このうち経営体育成事業については、1箇所を説明箇所として抽出しました。また、かんがい排水事業1箇所と併せてご説明したいと思います。

地区の説明に入る前に、経営体育成基盤整備事業、いわゆるほ場整備について若干説明させていただきます。ほ場整備は小さな区画の水田を大区画化して、併せて用排水路、農道、汎用化を図るための暗渠排水などを一体的に整備するものです。ほ場整備の目的は大きく3つあり、1つ目は区画を大きくすることにより、大型機械を導入し作業時間を短縮して、生産コストを低減しようとするものです。2つ目は法人などへの農地集積を進め、経営規模の拡大、畑作物の導入、さらには加工販売などの6次産業化の展開による収入の拡大です。3つ目として、耕作放棄を防止し地域の農業を支える担い手を育成し、地域の活性化を図ることです。このような目的を持って推進しているほ場整備ですが、秋田県全体では今のところ整備が必要とされている面積が約105,000haあります。23年度末までに約8割の85,000haが30a以上に整備済です。残り約2割の20,000haですが、こちらは県で策定したふるさと秋田農林水産ビジョンの中で、ほ場整備の推進が戦略の一つとして位置付けられており、年間500haを実施する計画で進めております。それでも単純に割り算しますと、40年近く掛かる計算になりますが、重点施策として進めていかなければならない事業であると考え推進しております。

それでは地区の説明に入ります。経営体育成基盤整備事業における対象箇所は5箇所ですが、この中から面積が最も大きく総事業費が最も高額である強首・強首2期地区についてご説明いたします。インデックスの農-継-01の1ページをお願いします。

強首・強首2期地区の事業概要ですが、本地区は全体区画整理面積が565.4haの大きな区域であり、地区名からも推察されるとおり、2地区2カ年に分割され採択となったものです。平成19年度に強首、平成20年度には強首2期地区ということで採択されました。国の採択予算枠の関係で分割されたもので、当初の計画書作成、土地改良法の手続きなどは一体で行っております。

続いて4ページの位置図をご覧ください。本地区は大仙市の旧西仙北町の強首温泉付近に広がる水田地帯です。右側の南北に延びる茶色線が高速道路です。この地区は西仙北サービスエリアの北西側に位置しております。また上から左側に連続している水色の線は雄物川です。右上が上流、左下が下流になります。地区のエリアをピンクで着色しておりますが、大まかに左側の団地が強首、右側の団地が強首2期です。

次に右側の計画一般平面図には、区画整理工事の年度区分を示しております。区画整理工事は紫の着色になりますが、平成20年度から始まり、赤の着色になりますが、今年度で終了する予定です。今後暗渠排水工事だとか、換地処分を実施して、平成26年度に完了する予定で工事を進めております。

続いて5ページのA3版の資料をご覧ください。資料の左下と右上に示してありますのは、農業生産法人の農地集積の状況です。左手中段に担い手への農地集積の取り組みという黄色い着色がありますが、事業計画では4つの農業生産法人に326.1ha集積する計画ですが、平成23年度実績では4団体で162.0haの農地集積をしております。計画に対して約半分程度の実績ですが、これは地域が広大であり区画整理工事が今年度まで及んだことが要因で、農業生産法人が設立済みであることから、来年度以降、加速的に集積が進むものと考えております。資料左側の一番下にありますが、農業生産法人4法人の地区内経営耕地面積は20~60ha前後でありまして、米以外に大豆、枝豆、キャベツ、白菜などが作付されています。特に平成21年に設立された、農事組合法人強首ファームでは大豆7ha、枝豆1.5ha等々、経営面積49.6haの17%に戦略作物を栽培しております。また、法人木売沢では6haにホールクロップサイレージ（飼料米）を作付するなどほ場整備の効果が発揮されているところです。

続いて所管課の自己評価についてご説明いたします。2ページと3ページを併せてご覧ください。

必要性については農道や区画が狭小で、地下水位も高く、転作作物の導入も厳しい状況において、効率的、安定的な農業経営を図るためには、ほ場整備の必要性は高いものと考えております。次に緊急性についてですが、畑作物の生産拡大のために水田の汎用化は必須であり、地域農業を支える中核的な担い手の育成、確保のためにも緊急性は高いものです。有効性については、農地利用集積が28.7%と目標値57.7%に届いておりませんが、換地が確定する平成26年度までには目標を達成する予定です。効率性ですが、費用便益比が1.51となっております。コスト縮減についても現場発生材の有効利用、再生骨材の使用及び暗渠排水の吸水管を、素焼土管からポリ管へ変更するなど積極的に取り組んでおります。最後に熟度ですが、事業は関係農家全員の同意を得て実施しており、地元の農家、大仙市、関係土地改良区などが一体となって取り組んでおります。また、泥水の流出防止対策や、騒音振動抑制など環境に配慮しながら事業を進めております。

以上、本地区の評定点の合計は86点で判定ランクⅠとしております。総合評価としては事業完了に向けて本地区を継続することが妥当であると考えております。

続いてかんがい排水事業の平鹿平野一期・二期について説明します。インデックスの農一継一06の1ページをお願いします。

本地区も強首と同様に事業規模が大きいことから分割で採択されております。一期は平成19年度採択、二期は平成21年度の採択です。事業内容は老朽化した農業用用水路の改修であり、1事業の概要の事業規模で用水路18.3km、6路線となっておりますが、一期のほうは10kmの5路線、二期が8.3kmの1路線です。

続いて5ページの計画平面一般図をご覧ください。計画平面一般図というタイトルのすぐ下に茶色の線が交差しているところがありますが、これが高速道路の横手インターです。その右側の黒っぽい着色は十文字の市街地で、本地区はこれらの西側に広がる水田地帯です。農業用水は平面図右上の成瀬川に設置されている成瀬頭首工、その下で皆瀬川に設置されている皆瀬頭首工で取水し、大小の用水路を経由して供給しています。しかしながらこの地域は元々夏場の河川自流量が乏しいことや、近年の営農形態の変化によって、用水不足が恒常化しております。水路からの用水では足りず、平面図の中央下のほうに写真がありますが、このような小さなポンプを個人または集落で設置して、地下水を汲み上げ利用している状況です。このようなポンプがこの地区内で約1,700箇所もあります。特に今年は高温少雨であり、この地域では1日おきの番水によって、どうにかやりくりしたところも多くあります。この用水不足を解消するために、新たに成瀬ダムに水源を求めて、取水量を増やすと共に老朽化した施設を改修する事業、これを国と県で実施しております。老朽化の状況については、平面図左側の写真にあるとおりで、適切な維持管理が出来るような状況ではなく、また漏水も著しい状況です。

県で実施する改修対象路線の上流部及び河川から農業用水を取水する頭首工については、国の事業で改修工事を実施しております。成瀬頭首工、皆瀬頭首工及び茶色の路線が国の事業で改修工事を実施している水路です。国の路線は末端の受益面積が500haまで整備出来るという要件であり、その下流を県で整備しております。

平鹿平野一期地区については、黄色、緑、赤、青で着色された5路線であり、タイトルのすぐ下にあるM1-5、そのすぐ左下のM3-6、その右下のM4-1-2、その右上のM3-2、その右下のM6-2です。

平鹿平野二期地区については、次の6ページをご覧ください。6ページに同様の着色がありますのは、M3-1、1路線です。その他黒で着色された路線もありますが、これは既設利用又は今後改修

を検討する路線です。県で改修を実施している6路線については、平成23年度までに71%が完成しておりまして、平成27年度に全路線の改修が完了する予定です。

続いて所管課の自己評価についてご説明いたします。2ページと3ページを併せてご覧ください。必要性については国の事業の取水量増に対応可能な水路断面の確保、老朽化の解消により安定した用水を確保する、ということで必要性は高いと考えております。次に緊急性については、同じく取水量増への対応、老朽化の進行が著しいということから緊急性は高いと考えております。有効性については、改修により維持管理費の節減と農業経営の安定化が見込まれ、土地改良区と地域住民が一体となった維持管理体制も確立されています。効率性ですが、費用便益比が1.23となっており、またコスト縮減についても再生骨材の使用などに積極的に取り組んでおります。最後に熟度ですが、事業は計画通り進行しており、平成27年度には完了の予定です。また泥水の流出防止対策や騒音、振動抑制など環境に配慮しながら事業を進めております。

以上、本地区の評定点の合計は91点で判定ランクⅠとしております。総合評価としては、事業完了に向けて本地区を継続することは妥当と考えております。農地整備課からの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い致します。

加賀谷委員長：ただ今農林水産部所管事業2件につきまして説明をしていただきました。

1件につきましては、経営体育成基盤整備事業ということですが、もう1件についてはかんがい排水事業ということで、両件について説明をいただきましたが、委員の皆様からご意見ご質問などございましたらご発言いただきたいと思います。

井良沢委員：2点あります。最初の農一継一01については効率性のところで、現場発生材の有効利用とか、再生骨材の使用、暗渠排水など使用資材の見直しでコスト縮減に努めているということですが、具体的にどれくらい縮減したのか、%でも良いですが、額でも良いですので、分かれば教えていただきたいのと、もう1点の農一継一06については、熟度のところで環境配慮対策ということで、魚類及び植物の生息環境を確保する工事ということですが、この環境保全効果の額のことでしょうか。

藤原農地整備課政策監：1点目の強首地区についてですが、既設利用ということで昔一反歩区画に整理した時に、使用した用水路がかなりあり、それらの水路をそのまま移設し地区内で利用しているという対応をしております。産業廃棄物として廃棄するのではなく、それを再利用するような形で利用しております。具体的な数字については農地整備班で説明します。

佐藤農地整備課主幹：コスト縮減の内容についてご説明いたします。

強首地区ですが、再生砕石を使うことにより、2,300万円ほど縮減されております。河川の残土を利用することにより、7,000万円ほど縮減することになりました。現場発生材の再利用は二次製品水路を再利用したということで、2,800万円ほど縮減されております。

藤原農地整備課政策監：2点目の熟度の質問で平鹿平野一期・二期地区についてですが、農一継一06の3ページをご覧ください。農一継一06の3ページの欄の一番下になりますが、環境保全への配慮が十分配慮しているということで、10点を付けています。他の地区は大体5点ですが、その理由についてご説明します。この資料の5ページをご覧ください。計画平面一般図の左側一番下のところに写真

がありますが、M4-1-2に保全水路と掲載されています。この地区でイバラトミヨ雄物型という希少種が発見されて、左側に湾処風に作ってあり、その湾処の所でイバラトミヨが生息出来るような環境を創出しており、この地区については環境保全への配慮を10点と評価しています。

井良沢委員：イバラトミヨということですが、希少種の保全に対して金額が出されていますが、農水省の標準的なマニュアルで出した金額ということによろしいでしょうか。これとはまた別ですか。

藤原農地整備課政策監：秋田県では仙北地域、六郷、千畑を含めてイバラトミヨ雄物型の保全に努めており、色々な地区で独自の工法で対応しています。それぞれ地域振興局単位で地域の環境検討委員会があり、その中で地域の皆さんから意見をもらい、地域に合った工法を実施しております。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。

永吉委員：インデックスの農-継-04のところで質問です。

総事業費を拝見しますと6億9千万円で、事業規模ほ場整備で135.4haですので、10aの計算をしてみますと51万円ほどになるでしょうか。国のほ場整備基準で考えると10aあたり190万円が基準になっていたと思いますが、それから比べるとかなり安いのかなと、一番最初にご説明いただいたところでも127万円ぐらいいっていますので、他と比べて特にこの地区が総事業費が安くなった理由について教えていただければと思います。

藤原農地整備課政策監：この地区ともう一つ、その次の農-継-05については特殊な事情がありますので、説明したいと思います。

農-継-04の1ページを確認してもらいたいのですが、1.事業の概要の上から2段目、事業規模という記載がありますが、この記載ではほ場整備A=135.4haとあります。区画整理工が62.0haということで、全体面積の約半分に対して区画整理を実施しています。その他の区域については、用水路、排水路の整備、暗渠排水の整備だけになっているという状態です。事業の立案にいたる経緯のところに書いてありますが、この事業の立案にいたる経緯の2行目、昭和33~35年の積寒事業により10a区画に整備されたと記載があります。この区域は10aに整備された後に、公共事業は入っておりません。ただし、その10a区画を自力で30a区画に拡大したエリアというのがあり、その自力拡大区域については、区画整理を除いて用排水路のみを整備したという特殊なエリアです。そのような関係で10aあたりの事業費が安くなっているという事情があります。

農-継-05の1ページをご覧ください。同じく事業の概要の事情規模で、ほ場整備A=116.2haの区画整理工が36.0haと記載してあります。同じく事業立案にいたる背景の2行目に、地区内の区画整理区域は昭和28年の積寒事業により10ha区画に整備と記載ありますが、その次の欄に昭和43年の団体ほ場整備により30aに整備されている区域もあるということで、30a区画に整備されているところは除いた10a区画の部分を区画整理したということで、10aあたりの単価がそれぞれ違ってきます。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。

工藤委員：ほ場整備事業についてですが、秋田県の農政上最も重要なほ場整備事業を強力に推進をし

ていくということは、豊かな活力ある地域社会の形成を図ることにもなりますし、明日の郷土づくりといった根源となるものでないかなと私は思っております。親は子に残すものとして、整備されたほ場で生産することの喜びを教え、伝えられていくのではないかなとも思います。ほ場整備、土地改良整備事業は一番農家経済が豊かになる近道ではないかと思っております。これから基盤整備をする法人も多く出てくるのではないかと思っておりますので、秋田県としても財源を確保し、出来るだけ推進していただきたい。

先程の担当課のご説明ですと、まだ約2万ha残っておりまして、年間500haの計画でいきますと40数年間ということですので、次長さんにもお願いしておきますが、出来るだけ要望される側の団体に対して、応えていただけるようお願い出来ればという思いでご質問させていただきました。よろしくお願い致します。

藤原農地整備課政策監：心強い応援大変ありがとうございました。県としてもなるべく着実に実施したいということで、補正予算や予備費を積極的に使って、来年度は430haのほ場整備を実施する計画にしております。予備費の良いところは3月に工事を発注できるという利点があります。そうすると3月に契約して、4月5月の天気の良い時に区画整理工事ができます。これが新年度の当初予算ですと4月になってから予算配分がきて、契約が5月の連休明けになってしまいます。現場に入る時には梅雨に入ってしまう、現場状況も悪くなります。予備費として確実に確保しながら、3月に発注して4～5月に工事を進めたいということで頑張っておりますので、この後もよろしく申し上げます。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。

先程説明いただきました、かんがい排水事業の件ですが、例えば5ページ、A3横長の用紙の左側に水路の写真が載っており、水路の破損状況が真ん中に2つありますが、破損状況は完成してから何年ぐらいで発生したものでしょうか。

藤原農地整備課政策監：平鹿平野の前歴事業ですが、国営のほうは頭首工関係ですが、昭和21～56年の工事です。県営のほうは昭和40～62年までの20年ぐらいに渡る工期で、大体30年から40年は経過しています。写真のような水路はそれぐらいは経過している状況です。特にこの時代は二次製品水路が多用されておきませんので、張りブロックとか、接続ブロックの水路が多くなっていて、そのために特に老朽化が著しくて漏水も激しいという現地の状況です。

加賀谷委員長：今後は二次製品の対応をされているようですので、そういう意味では改善がされてきているということでもよろしいですね。

藤原農地整備課政策監：そうです。計画一般平面図の写真にあるとおり、赤い矢印がありますが、M4-1-2の水路はこのような二次製品水路で対応しておりますし、実際のところ、そのほうが安いので、そのような対応をしております。

加賀谷委員長：渇水というお話が次長さんからもありましたが、これから異常気象がおそらく今年の夏だけではなく起きる可能性があると思っております。農業用水の確保は農業県としては重要になってきますが、その辺の将来計画はありますか。

藤原農地整備課政策監：実際に施工済であることが1点、現在検討中のことが1点あります。

この地域で特に水不足が激しいのが左手の下、大雄のほうで、上流で全部水をとられてしまうために、下流に水が無くなる。そのために幹線、国営、県営の主な水路では、ダブルの断面にして途中で使う部分と、末端まで直で輸送する部分を分けて施工する対策をとっております。

また、農地整備課で検討中ですが、このような渇水の時は、上から水をかけると蒸発散で無駄な水が出てしまうので、地下から灌漑する方法が良いのではないかとということで、来年度から地下灌漑システムの実証をモデル的にやりたいと考えております。

加賀谷委員長：分かりました。是非実現されますよう希望しております。

他にございませんでしょうか。

日景委員：農業の方は経営体育成基盤整備事業ということで、これによって継続していくことで、小さな個々の農業家さんから法人化等々あるかと思いますが、それによっての地域全体での農業従事者の増加、それに派生しての生産物を売るとかの従業員雇用等々、そういった効果については何か数字ですとか、お話しなどはありませんか。

藤原農地整備課政策監：大きな法人を設立されると利用権設定や作業従事委託など、実際農業経営に従事しない方がかなり出てくるということですが、結局そのような法人の構成員となって参加する場合や従業員となって雇用してもらうという形が極めて一般的です。数字については農地整備班で説明します。

佐藤農地整備課主幹：雇用の創出のところで、仙北にある法人の例ですが、大区画化や水稻直播栽培による余剰労働力を活かして、セリとかリンドウの栽培に取り組んでおり、こちらでは年間で延べ約2,300人ほど臨時雇用20人の方をお願いをしまして、地域雇用に創出している例もあります。今審査いただいている地区についてはそこまでのデータはございませんが、一例としてそういう状況です。

阿部委員：資料上の問題ですが、一般的に全ての写真に年月日がついていないということで、一つの例としての平鹿平野一期地区の平面図に追加してある写真ですが、一般的に以前、以後という写真であると解釈して良いのですか。普通は私共ははっきり日付を入れたりしますが、工事が長い場合はどの段階の写真なのか、施工後とありますが、ここでは平成22年の写真と解釈しますが、そこら辺何かルールみたいなものはあるのでしょうか。それとも必要がないので年月日とかは入れないということでしょうか。

藤原農地整備課政策監：平面図はあくまでも一般的なPR版のような概要説明という形なので、日付は入れないのが一般的です。

阿部委員：写真に関してですが、一般的にこちらの事業の説明をする写真は全て年月日は入っていませんが、平鹿平野一期地区のみならず、こちらで掲載されている写真に関しては、全て入っていない

ので、事業が長い場合はどの時点の写真なのか分からないので、私は素人ですから事業中に老朽化して、もしかしたら破損が起きたのかとか、余計なことを考えてしまうわけで、なるべくでしたら差し障りのない程度で年月日入れていただければ、私としてはより明確になります。

藤原農地整備課政策監：失礼しました。委員のご希望は良く分かりました。確かに月日までは無理だと思いますが、何年度施工済であるとか、何年度の現況状態とかそういうことについて、この後色々検討させてもらいたいと思います。より分かりやすい表示ということで検討します。ありがとうございました。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。

それでは各委員から貴重な意見をいただきましたので、また後で時間が残っていれば全体的にご意見をうかがいたく、農林水産部関係については一時ここで終わりにしたいと思います。

次に建設部関係の審議に入りたいと思います。

順番としましては、都市計画課、道路課、河川砂防課、港湾空港課の順に説明をお願いします。

吉尾都市計画課長：都市計画課所管継続事業についてご説明いたします。

インデックスの建一継-01をお開きください。諮問箇所は都市計画道路千秋広面線です。都市計画課が所管する事業は、今回1箇所となっております。

5ページをお開きください。秋田市中心部の図面です。施工箇所は路線を太い赤線で表示している部分の540mの区間です。黄色の太線で表しているのが、秋田都市圏の中でも骨格道路として位置付けている都心環状道路です。事業区間の540mの区間は都心環状道路の一部となっております。特に手形陸橋は秋田中央道路、明田地下道と共に鉄道で東西分断されている市街地を連絡する重要な位置付けとなっておりますが、昭和40年架設の橋梁でありまして、架設後47年が経過しているため、補修、補強も必要な状況となっております。

6ページをご覧ください。平面図ですが図面左側の千秋地下道のある千秋城下町交差点から右側の秋田大学への交差点である手形山崎町交差点までの赤く着色された範囲が事業区間です。総事業費が40億円、残事業が18.5億円、進捗率は54%です。用地補修は完了しておりまして、すぐにでも工事に着手できる状況となっております。残工事の内容ですが、橋梁の下部工が2基、下部工というのは橋台とか橋脚を言いますが、これが2基、図面でいえば黒い線では旗揚げしている手形陸橋の部分に、橋の横断方向に線が十何本か入っておりますが、これが橋梁の下部工を表している線です。左側に黒と赤の線が2本あります。赤の部分がこれから着手しなければならない拡幅部分の下部工を表しています。下側にある写真の①をご覧ください。下部工の施工状況の写真ですが、手形陸橋の脇に白く壁が立っているように見えますと思いますが、拡幅するための下部工で既に完成している部分です。写真の手前側に2基新しく拡幅分の下部工を建設する予定となっております。この他、橋梁上部工一式となっております。これについてはページの右側に橋梁の標準横断図を添付しております。見えづらいですが赤で書かれている部分が今回の工事対象です。右側の桁部分約6.6mが今回桁を新しく設置して拡幅する部分です。左側の既存の桁の部分は、補強と再塗装を行います。桁の拡幅によって車道を4車線にします。右側に歩道を新たに設置して、左側の歩道も拡幅します。橋梁部分の全幅員は25mになります。この他老朽化が進んでいる融雪装置の整備も行います。

次に2ページをお開きください。上段の前回評価結果のコメントですが、前回の平成22年の評価専

門委員会では、見直しという結果でした。これは①に書いている指摘事項のとおりですが、「周辺道路の交通状況や中央街区の賑わい創出等を踏まえた、総合的な再検証を行う。今後必要とされる手形陸橋の補修・補強事業を考慮すると共に、さらなるコスト縮減の検討を行う。」とされております。この指摘のとおり見直し作業を行いました。その内容ですが、再び資料6ページをお開きください。1つ目は手形陸橋の拡幅工事と現況の補修工事との一体施工であります。①の写真のとおり橋脚や橋台が途中まで完成している状況であり、標準横断図のとおり拡幅してさらに既存部分の補強、融雪施設の整備等を行います。

7ページをご覧ください。車線の運用、千秋城下町交差点計画の見直しについて説明します。周辺の道路整備の進展や、エリアなかいちのオープンなど、前回の評価時から情勢が変化したことを考慮して、今年の9月中旬に現場周辺の交通量調査を行いました。その調査結果から解析を行ったところ、千秋城下町交差点周辺の車線運用の変更、信号処理の見直し、千秋地下道の撤去などを行うことにより、交差点の混雑をほぼ解消することが可能となる結果となりました。

次に8ページをご覧ください。手形陸橋の現状と施工の効果についてです。橋の現状は写真のとおりですが、舗装面の異常、主桁の劣化、融雪装置の老朽化などが見られます。これらの状況を解消する補修工事と拡幅工事を一体的に実施することで、工事期間の2年の短縮と約1億円のコスト縮減が図られることとなります。以上が見直しの内容です。

次に2ページをお開きください。所管課の自己評価ですが、必要性については交通量が平成22年度と比較して5%増しとなったこと、渋滞の長さも千秋トンネル方向に伸びていることなどから35点満点の24点、緊急性については周辺の渋滞緩和のためと老朽化が進んでいる手形陸橋の補強・補修のため特に冬期交通に支障が出ないよう早急な対応が必要と考えており、15点満点の13点。有効性は満点の15点。効率性は拡幅事業と補修事業を一体的に行うことで、全体工期の短縮と約1億円のコスト縮減が図られることから20点満点で18点。熟度については工事の進捗状況や、地域の協力体制を考慮して15点満点の11点です。熟度の項目に今回の見直しの内容を記載しております。全体事業費についてですが、見直し前は拡幅に要する費用として約37億円。その他別途補修に掛かる費用として4億円。合計で41億円の事業費を予定しておりましたが、拡幅と補修を一体的に施工することで、総事業費が40億円になり、トータルで1億円のコスト縮減が図られます。合計で81点です。

総合評価については、周辺の交差点では依然として渋滞が発生していること、並びに橋梁の老朽化が進んでいることなどから車線運用、交差点計画の見直し及び拡幅と併せて補修・補強を一体的に行う計画に変更し、改善して継続することとしております。評価結果の当該事業への反映状況であります。周辺道路の整備や中央街区「エリアなかいち」のオープンなどにより、交通量が増加していることと、手形陸橋の老朽化への対応と併せて早急な整備が必要と考えております。以上で説明を終わります。

加賀谷委員長：それでは次に道路課から説明をお願いします。

阿部道路課長：道路課の説明をします。道路課関係の箇所については、補助事業で7件、単独事業で2件計上しております。説明箇所は2箇所、補助事業、単独事業それぞれ1箇所ずつ、事業費の大きい箇所について説明します。

建一継-02の1ページをお願いします。この事業については、一般国道285号の一次改築の事業です。場所は北秋田市滝ノ沢となっております。位置関係については4ページをお願いします。赤の実

線と点線で計画区間を表示しておりますが、延長が5,420mで、そのうち黒で表示の1,780mについては供用済となっております。この事業については平成15年から着手しており、国道285号については皆様方も一度は通られたことがあると思いますが、秋田市と県北部を最短で連絡する道路で、産業経済はもちろんですが、十和田八幡平、阿仁方面への観光道路としての機能を有するという事で、重要な路線となっております。今回の滝ノ沢地区については、現況がかなり急カーブが連続しており、さらに勾配がきついということで、安全な交通の確保ができていなく、これを解消するために、現在事業を進めているところです。

事業の進捗状況は、用地買収については進捗率として41%です。自己評価の内容は2ページと3ページをご覧ください。必要性については急カーブの連続、勾配がきついということで、整備の必要性は高いものと考えています。緊急性についても、地域医療などを支える救急ネットワークの整備ということで計画にも位置付けられておりますので、緊急性が高いと考えております。有効性については、30点満点のうち28点で、災害の時に使われる緊急輸送路に位置付けられており、防災上極めて重要な路線となっているため、有効性が高いと考えています。効率性については、B/Cが1.1ということで効率性が高いと考えています。熟度については、用地買収の進捗率が98%で概ね完了という状況です。一部供用開始もしているということで、整備効果も発現されているので、総合的に評価しますとトータルで83点で優先度がかなり高く、引き続きコスト削減に努めながら事業を継続することとしております。

もう1箇所ですが、県単独事業の箇所として建一継-09をお願いします。県の高速交通関連道路整備事業で整備している道路です。位置図として4ページをお開きください。この事業については路線が2つあります。1つが琴丘上小阿仁線、赤の点線で表示しています右側の横に出ている路線が琴丘上小阿仁線です。能代五城目線については縦のラインの線です。能代五城目線は国道7号を起点とし、上小阿仁村の国道285号を終点とする道路です。日本海沿岸東北自動車道の琴丘森岳インターチェンジにアクセスする路線として重要な路線です。この区間は、幅員も狭くカーブも連続しているので早急に改良し、アクセス道路としての機能を確保する必要がある道路事業で、平成14年から着手しており、総事業費は25億円です。用地買収の進捗率は94%まで進んでおり、事業全体の進捗率は85%という状況です。4ページをお願いします。琴丘上小阿仁線右側の点線、供用済区間660mの表示がある路線ですが、赤の点線部分については平成24年12月20日に供用予定です。

次に所管課の自己評価ですが2ページと3ページをお願いします。必要性については高速インターチェンジへのアクセス道路として重要な路線となっておりますが、幅員が狭小、線形不良で、整備の必要性は高いものと考えます。評価点としては15点の内10点です。緊急性については、ふるさと秋田元気創造プランで「農林水産業を支える基盤整備」に位置付けされている路線であり、高速へのアクセス道路ということで、地場産のものを高速を利用して県外に輸送するという事で緊急性は高いと考えています。地場産品としてはじゅんさいや梅などがあります。有効性については、緊急輸送道路への位置付けと、琴丘森岳インターチェンジへのアクセス道路ですので、有効性は高いと考えて30点満点の26点です。効率性についてはB/Cが1.1で、これについても20点満点中18点と高くなっております。熟度については、進捗率が用地買収については94%、全体の進捗率も85%で、熟度は高いと評価しております。総合評価としては84点で優先度はかなり高く、この工区についても引き続きコストの削減等に努めながら事業を継続する必要がある、事業継続は妥当であると判断しております。説明は以上です。

加賀谷委員長：それでは引き続きまして河川砂防課から説明お願い致します。

齋藤河川砂防課長：引き続きまして河川砂防課関係の事業のご説明をいたします。今回継続評価箇所として河川改修事業2件のご審査をお願いしております。このうち総事業費の高い河川となっております総合流域防災事業福土川についてご説明申し上げます。

インデックス建一継一12の4ページをお開きください。この河川は鹿角市の中心にあります花輪地区の市街地を横断しております、米代川へ合流する一級河川です。河川の形状は川幅が狭く、勾配が急でなおかつ河床が低内地、いわゆる高い状態となっております。これまで幾度と無く洪水被害が発生しております。4ページの左側に写真がありますが特に昭和38年、55年の豪雨では多数の床上、床下浸水が発生して住民が孤立するなどの甚大な被害が発生しております。本事業の計画は右側の図面にありますが、左側が米代川の本線です。真ん中の黒く出ているところが放水路で、昭和60年から平成12年までで広域一般改修事業として施工済となっております。これから上流部にむかって、現在1,258mについて計画して進めております。現在鹿角地域振興局の裏側を流れる川です。花輪の市街地、赤色のところの出発点あたりですが、縦に県道花輪線大井線の県道があり、その橋を挟んで上流側に約1.2kmの改修区間です。主に内容ですが、河道の掘削、河道を拡幅すること、護岸の工事等による河川整備を行うことにより、洪水流下時のネック部となっている、現在進めている県道の橋の架け替え工事も行っております。5ページに改修前と改修後の写真を載せてありますが、左側が改修前の写真です。右側が改修後です。最近の写真です。今年撮影したものかと思えます。これでご覧のとおり川幅が左側約8mぐらいの川幅になっていますが、右側でいきますと約20mぐらいまで川幅が広がります。河床も現在天井河川ということで、上のほうを流れています約2mぐらいこれから深くなっております。

1ページをお願いします。本事業は平成14年度から開始しており、改修事業の総事業費は前回評価時と同額の31億2,800万円を予定しております。事業の進捗状況は、平成23年度末までで10億4千万円の事業費であり、進捗率は33%です。

次に情勢の変化及び長期継続の理由ですが、前回評価時に比べて主だった状況の変化はないものの、当河川は住宅密集地を流れる河川であり、過去の洪水被害や近年の集中豪雨による浸水被害により、地域住民からは早期完成が強く望まれております。長期継続の理由としましては、改修延長が長く住宅密集地を流れる河川のため、沿線住民との協議、県道、市道の橋の架け替え工事等がありますので時間を要しております。長期の継続となっております。次に2ページです。前回の評価結果は平成19年度に行われていますが、特に指摘事項はありませんでした。所管課の自己評価は3ページ、必要性、緊急性、有効性、効率性、熟度の5つの観点で評価を行い、具体的な評価内容は3ページのとおりですが、このうち効率性について事業費用対効果、B/Cは7.12であり効率性は高いものと判断しております。算定内容は6ページに記載してあります。またもどっていただき、コスト縮減について効率性、現地で発生した残土を他工区へ利用したり、排水機関の統廃合を行うことによりコスト縮減を行っています。熟度については近年多く発生しています集中豪雨対策として、地元から事業の促進を強く要望されております。このことから事業に対する理解が得られているものと判断しております。総合評価点は合計で91点です。地元からの事業促進の要望が強く必要性、有効性、効率性など事業の重要性は高いと自己評価しております。結果、事業継続は妥当と判断しております。

以上、よろしくご審議くださるようお願い致します。

加賀谷委員長：最後になりますが、港湾空港課から説明をお願いします。

土谷港湾空港課長：秋田港の重要港湾改修事業についてご説明したいと思います。

インデックスの建一継一13から1ページから7ページまであります。この事業は少し複雑な経緯を辿っておりますので、その点について若干ご説明したいと思います。

1ページ目の事業規模、事業の立案にいたる背景、7ページ目のA3横の図面で説明します。右下の写真をご覧ください。こちらに飯島地区工業用地があります。かつて平成3年から平成13年まで製紙会社を誘致しようとしたものの、断念した経緯があった土地です。これにより、平成13年に本事業を休止しております。立案にいたる背景の3行目にありますが、この事業を休止した後にコンテナ貨物、フェリー貨物が増大した経緯があります。その当時コンテナで5年間で1.4倍、フェリー貨物で1.8倍と大きな伸びを示しておりました。こうした経緯を踏まえ、7ページ目の平面図ですが、真ん中下にあります「本港地区のフェリーターミナルを拡張すべきである」ということと、もう一つは右隣ですが「大浜地区のコンテナ取り扱い場所を外港地区に移すべきである」という大きな計画の流れを受けまして、港を再編するため、飯島地区の整備を進めるに至った経緯があります。

飯島地区ですが、A3横の右上、取り扱い貨物としては砂、砂利15万トン、金属くず12万トンで、既存のフェリーターミナルの横にバラ貨物が多いということで、この貨物を飯島に持って行き、さらに、秋田製錬の前に鉄くず等がありますが、こういったものも環境を配慮して、飯島地区に持っていくという港の再編計画から出てきた事業です。事業規模はこれら27万トンを収容するために、かつて休止した岸壁-7.5mを260m、泊地-7.5mを8.7ha、埠頭用地3.8ha、さらに防波堤、臨港道路を整備しようという事業で、平成20年に再開しています。本事業はこのような経緯があり、事業費としては、計画時28億7千万円ですが、今回の評価で24億9千万円です。

2ページ目、所管課の自己評価の必要性については、秋田港が昨年日本海側拠点港に選定されたこと、日本海側の北東アジアとの国際物流の拠点を担っていることで、機能強化が求められております。緊急性については、製紙工場が断念した広大な工業地もありますので、企業誘致を誘発するためにも緊急性が高いものです。

秋田港の取扱貨物については、引き続き順調に推移しており、コンテナについては、東日本大震災の時には代替機能ということで、前年比34%増となっておりますが、今年10月現在で前年比95%であり、もっと落ち込むかと思っておりましたが、昨年並みという状況です。フェリーについても昨年の東日本大震災では北海道からの自衛隊の援助隊9,500名、緊急車両2,200台、警察署員、消防隊がフェリーを使って援助活動に向かっております。今回の継続評価は、飯島地区の整備ということでしたが、秋田港全体の再編計画の中でこのような計画が出来たとご理解いただきたいと思います。

判定ですが、全体として89点と評価しております。この事業については、引き続き整備を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

加賀谷委員長：建設部所管事業につきまして、ただ今5件の説明がありましたが、この案件につきましてご質問、ご意見となどありましたらお願いします。

井良沢委員：建一継一12の福士川ですが、位置関係がよく分かりませんでした。福士川放水路は完成しているということですが、これと今回の事業との位置関係がよく分かりませんでしたのでそれが1点目で、事業の流量規模に対しての確率が100トンパーセックで10分の1ですので、10年画一かと

思いますが、事業目的のところを見ると戦後最大の被害が発生した昭和38年の洪水規模相当ということですが、確率としても10分の1ということでもよろしいのでしょうか、というのが2点目で、環境に配慮した川づくりと書いてありますが、その辺のどういったところに配慮されているのか3点について教えていただきたいです。

齋藤河川砂防課長：位置関係ですが、4ページをお願いします。右側に5万分の1の地図を載せてあります。左側の縦に流れる米代川があります。右川に田山花輪線が記載されていますが、この辺から青の線で左上、若干上のほうにむかっているのが福士川です。図面でいきますと黒のところから上に福士川がありますが、元々この河川を直接バイパスを造って黒の部分で福士川の国道沿いは狭い川でしたので、ここの部分については庁舎のあたりから米代川にむけまして、放水路を付けて完成です。昭和60年から平成12年度まで1,155mについて完成ということですが、それにつなげる形で上流に向かって今整備しているのが全体計画の1,258mです。それが今回の評価対象の河川事業です。確率についてですが、確率面10分の1ということで、評価としましては昭和38年の洪水をカバーするというところで、計画上は10分の1になっております。現在の流下能力は50トン未満ですが、それを改修することによって100トンの流下能力をカバーする計画になっています。3点目の環境に配慮するというところで、5ページの写真、改修前と改修後があります。河川改修事業については、平成9年度の河川改修以来、それまでは5ページの左側の改修前のような形で改修してきたのが今までの改修の形態でしたが、右側の法のブロックによって、浸水性がある勾配も緩やかになっており、左側のように川からおりることが難しいというよりも、若干川に親しむような環境を作ることもあります。ブロックの形状につきましても、完璧にコンクリートで覆うものではなく、草木の配植も可能なような構造のものを採用しております。

井良沢委員：評価としては関係ありませんが、天井川対策ということで、実際の工事は大変だと思えますが、工事の仕方ですが、天井川解消するというところで、工法的にイメージが湧きませんが、半分ぐらい川を仕切って、工事を川底から掘り下げてやる形でしょうか。

齋藤河川砂防課長：上流に土嚢がありますが、そういったもので仕切って、あるいは木皮とかそのようなもので一時的に流すような対策をとりながらやっていきます。延長が長い工事していると難しいということで、頻繁に洪水になった時にそのようなものを対応できるような形にしておく必要があります。先生がおっしゃったような工法対応になりますので、それで時間を要したりすることもあります。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。

阿部委員：先程質問なさった井良沢委員と同じ事業の件ですが、建一継一2福士川の事業に関しまして、事業目的の中にありますが、洪水被害減少ということで、目標として昭和38年の洪水規模相当の流量に対応した断面を確保、防止をするということですが、殆ど50年前の事象ですが、地球が温暖化していますし、局地的な豪雨は最近多くなってきていますので、50年前の戦後最大の被害を基準にして、被害を減少させるという目的で事業が決断されて今に至っているわけですね。今後また平成32年まで工事を続けるということですが、出した基準としている昭和38年の洪水規模で良いのか、今後

も継続するというので、かなりの時間を要する、その間に基準が変化することに対して、どのようにお考えなのか聞かせていただきたいと思います。

齋藤河川砂防課長：ご存知のように事業年次がかなり経過し、対象とした洪水、過去に昭和38年、50年、55年の被害で評価基準を進めてきております。10分の1の確率が良いかどうかということですが、出来れば100分の1とか安心なものをつくりたいのが、我々としても望んでいるところですが、河川改修事業、ここは事業費も30億で、今の河川は川幅は8mぐらいしかありません。10分の1であげるとしても20mにしなければならず、約3倍ぐらい上げるとその周辺に住宅が密集しております。その面で費用もかかります。ということで、かといって進めないわけにいかないということで、確率ということで、現在県内の河川はどのぐらいの確率でやっているかということ、概ね10分の1、20分の1というレベルでやっています。安心な100分の1まであげたいのは山々ですが、さらに用地とかかかりますので、事業が先に進まないということがあります。ですから、今とりあえず最近経験したもの、近年に発生した洪水など、とりあえずそこを目指してやるというのが、経済効果といいますか、少しでも早く効果を発現させるための手段と考えております。地球温暖化でこれから降雨量も増えていくと言われておりますので、見直しが出てくる可能性はあります。その時はまた、例えば河川改修でいつかない場合もありますので、その他の工法等も考える必要もあるかもしれませんが、現在はそういったことで早期効果発現という視点からこのような確率で行っております。

阿部委員：もう1点ですが、緊急性のところで高い地区となっているということで、反対のところで表現の仕方ですが、地元からの要望が高いということで、事業継続は妥当ということですが、長期化しているというのは、移転家屋が多いということ、支障物件の移転交渉には時間を要する、ということですが、果たして住民の協力の度合いはどのようなものでしょうか。住民から早くやってほしいということで、要望が高いと表記しているようですが、協力の度合いに関してはどうみておられるのか、その点ははっきり評価がないのでこちらとしては分かりませんでした。

齋藤河川砂防課長：用地と工事と順に並行して、まず用地を若干先行する形で事業を進めております。特に大きな反対派はなく、協力していただけるということで我々としては認識しております。事業費の割に進捗が進まないというのは、用地もありますが、橋がございます。今盛んに今年あたり橋の架け替え工事をしております。そういった構造物に費用がかかりますので、それがネックになり、それらがある程度解消していけば、進捗度は少しは早まると考えております。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。

工藤委員：箇所名が能代市須田の建一継-04について、平成26年度供用ということで、難儀をされていると思いますが、このバイパスの完成によって、大型車などが新しい道路を通り、現道の交通量も減少していくと思います。危険性解消の効果もあると思いますし、現道では日常の生活で毎日使用することになると思いますが、図面のCの4ページ、左下の図面を見てみますと、右側に歩道がありません。私も夏頃になりますと何回か通りますが、自転車その他では交差も出来ないような狭い所です。この事業を実施する際に、色々地域の皆さんと交渉、あるいは話し合いをされたとは思いますが、この近くには小学校、保育所があります。そうしたことで現道をそのまま残すという話であったのか、

歩道の拡幅について何か話し合いをされて、今後拡幅することも検討の余地があるのかどうかを簡単に結構ですでお知らせください。

阿部道路課長：国道101号の須田工区につきましては、平成25年度に完成供用を目指して、現在工事を進めております。バイパスが国道101号になりますので、現在の道路は国道から市道に振り替わるという状況になります。バイパスが完成すれば通過交通、交通量の大半はバイパスに移りますので、現道については、ほぼ地域内の方々が利用する車だけになるかと思えます。現在の国道に歩道のような形で残っている部分もありますが、歩道を拡幅することは、現在のところ考えておりません。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。

永吉委員：インデックスの建一継一11と12の部分ですが、どちらの河川も河道拡幅ということで、河道幅を広げられているということですが、現況河川の河道を拡幅する時に、どのラインの基準から上を切るかによって、平常時の流れに対する影響が出てくるのか、例えば広くすることで流速が落ちたり、水深が低くなったりという影響があるかと思えますが、今回その辺どのような配慮で河道拡幅をお考えになっているのか、というのが1点と、洪水の疎通能力をあげるのはもちろん河道拡幅は有効な手段だと思いますが、先程も広げたことにより保証物件が多くなって費用もかさんだというお話しでしたが、それを補完する意味で河床の掘削だとか、現況河川に簡易パラペットみたいな形で簡易な堤防をかさ上げするような形で洪水疎通能力をあげるという手法もあるかと思えますが、その辺は色々方法を考えられたと思えますので、詳細を教えていただければと思います。

齋藤河川砂防課長：河道の放水の考え方ですが、建一継一12の富士川です。これについては一番流下能力をかせぐにはショートカットが良いのですが、そうすることによって逆に下流への影響が増大することがあります。環境の配慮でショートカットするのが一つと、ショートカットすると新たに余分な用地とか出てきますので、最近では洪水と平常時を2つ考えて、平常時はなるべく滞筋を残すということで進めています。富士川については、縦断勾配がきつところですので、天井河川といいますか、堤防が住宅地より上がっているということで、それらも浸水の被害が増大した原因になっておりますので、それらを解消するためある程度河床を下げるのが前提でした。下流への影響を考えて放水はふらないほうが良いということと、右にふるか、左にふるかといったこともありますが、この場合左右が同じように住宅が配置されていますので、均等な形ということで、基本的には放水については現況の河川で考えました。

建一継一11の豊川は4ページをご覧になっていただきたいのですが、これも基本的には一番上に平面図があります。右から左に、右が上流で左が下流です。左から3分の1ぐらいのところは、ある程度ショートカットみたいな所もありますが、基本的に現河道沿いの放水をつくっております。見づらいいのですが、右下に囲いで横断図を載せてあります。ここは元々河川が五分河川、断面と言いますか、ブロックできつい断面です。この場合は逆に片側だけ伸ばしています。ここも住宅とかありますし、両方広げるとなるとコストも掛かるということで、取りあえず片側について広げていき、そこについては右下の囲いの横断図でいくと、左側が伸ばした部分、河道掘削した部分です。右側で五分の護岸が黒くなっていますが、これが元々の護岸です。この場合は現況の護岸を残しながら逆に左側を掘削しながら進めています。そういったことによってコストを削減し、早く進めるためにこのような

手法をとっています。これも取りあえずこの断面でいくと、これから洪水に対応出来なくなれば、左側も五分にする計画も含んでいる暫定的な断面です。地区によってケースバイケースがあります。

もう一つ色んな手法ということですが、パラペット形式は確かに行っている場合もあります。我々が考えているパラペットはあくまでも余裕高分で、H. W. Lより下は使わない、当然波浪とかありますので、その部分についてはパラペットでという基本的な考え方でいっていますので、そういったH. W. Lまでの築堤の場合は今までのように、通常の河川構造例にのっかった幅と構造態勢でやっているようにしております。

加賀谷委員長：他にご意見ございませんでしょうか。

建一継一01の架設後47年で老朽化しているということと、拡幅すること、それは補修・拡幅して交通の流れを良くするということに対して必要であると思います。私も手形地区にすることが長いものですから、一言だけ言わせていただきますと、この橋は陸橋ですから、河川の上に架かる橋とは違います。ご存知のとおり鉄道と道路の上をまたいでおりますので、下は一般の人が歩き、特に学生だとか地域の方が歩きますので、安全性はもちろん重要ですが、景観、美観も重要であります。特に私のように何十年も手形地区にいる者としては、雨が降ると汚れが下から見ると目立って、あの地域全体が暗く感じる場合があります。管理に関しては汚れなどにも気を配っていただければという感想です。答えは特に必要ありませんので、よろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。

工藤委員：技術的なことをよく承知していないので、一般的なことでご質問させていただきます。

林道の開設に寄せる思いは切実と皆様思っているとは思いますが、充実した森林資源も、それを活用できる道路がなければどうにもならない。林道は林業経営や森林管理にとって、必要不可欠な基盤施設であると思っております。と同時に山村の生活環境の整備とか、地域産業の振興、レクリエーションや観光へのアクセスなど、森林の多面的な利用にも大きな役割を果たしていると、それだけに林業とか山村の側から各路線の沿線は、森林の持つ保健休養機能を求めるハイカーのために、ハイキング道が密かに整備され、県内外から利用客で賑わっている地域もあります。このため林道を整備するにあたり、景観上の配慮とか身近な自然の保全についての対策も求められるのではないかと思います。

例えば緑化を進めるとか、人工的なものを視界から排除していくとか、県としてこのようなことを含めて行っているのかどうか質問させていただきましたが、前に北海道のある地域の例として、切土法面が土砂の崩落が発生して問題となったことがあります。このために、フトン籠と厚層基材の吹き付けによりまして、法面の緑化を実施しました。施工後には、周囲の環境との調和がみられ、通行の安全性の確保とか、維持管理費用の軽減などの効果が発揮されたと報道されておりました。

栃木県のある地域の例ですが、車両の安全運行に配慮し、視線誘導を目的とする防護柵の材料には間伐材が用いられていて、この防護柵は沿線区域内の県有林間伐材の有効利用を図ったものだとということで報道されておりました。素朴な雰囲気醸し出し、自然に溶けこんで全く違和感を感じさせなかったという評価もされておりました。別の例では自然環境との調和に配慮して、間伐材の法止めを施工したことが大きな特徴でもあったと、従って間伐材のPRも兼ねて、コンクリート構造物を控え、間伐材の法砕工といいますか、ウッドパネルと言っているようですが、そのようなことで施工した例もあるとうかがっております。

平成23年度から国の施策といたしまして、森林林業再生プランといったことも行われていると間伐

材の促進は必要なことではないかと思いました。資料の中の評価内訳の有効性を見ましても、間伐材の活用があると記載されております。今後の緑化の対策、間伐材の促進、県としてのこれからの見通し、考え方をお知らせください。

齋藤森林整備課主幹：林道を担当しております、私から今のご質問にお答えしたいと思います。

林業再生プランで間伐の利用ということで、従来から私のほうでも法面の法尻、緑化の一番下に1mぐらいの長さの丸太を並べたものを使用しております。法面についても、板で作った法枠も施工できる箇所には木材をできるだけ使うようにしています。緑化材、吹き付ける土の中にも樹皮を砕いたものや、現場で発生した材を細かく砕いて、それを発酵させて肥料にして法面に吹きつけるような工法も部分的に使用しております。他県でやられたガードレールとか、そういうものうちのほうでは観光道路として利用されるような先月完成した林道米代線、旧峰浜村から藤里町の素波里ダムの横を通過して、ゆとりあ藤里、白神遺産センターの前まで約30kmが完成しましたが、そこにも太い丸太のガードレールや、木製の色々なものが付いていますので、一度通ってみていただきたいと思います。これからも木材はできるだけ使用していきたいと思います。

加賀谷委員長：林道整備につきまして貴重なご意見をいただきましたので、参考にさせていただきたいと思います。

他にございませんでしょうか。

井良沢委員：農一継一06で設問したところで、保全水路は施工されて環境保全上素晴らしいと思いましたが、写真を見ると手すりがあつて、落下防止とかあるので安全柵だと思いますが、この地区はやはり環境保全するのは良いのですが、人が近づくのは危険ということで、この箇所ではそのような安全対策でよろしいでしょうか。

藤原農地整備課政策監：この箇所についてはイバラトミヨの生息環境を確保するというところで、実施しております。その他に親水池といいますが、そのような整備をしている箇所も若干あります。国営のほうの事業所とも打ち合わせしまして、子ども達が自由に入って観察できるような、親水池もあります。仙北管内ではイバラトミヨを保全するための保全池という形で、向こうのほうは湧水が多く、湧水を利用した保全池を作りまして、地域の人などで清掃活動をしたり、子ども達にイバラトミヨを観察してもらったりという取り組みをしております。

井良沢委員：関連して環境に配慮した水路をつくると、生息調査とかでもモニタリングみたいに費用がかかるとは思いますが、そういう助成の制度とか、そもそもそういう環境に配慮した水路をつくると、農業土木だと農家負担があると思いますが、そのような助成に対しての優遇策などはあるのでしょうか。建設自体の環境に配慮した場合の助成制度のようなものはあるのか、その後出来てからのモニタリング調査に助成制度があるのでしょうか。

藤原農地整備課政策監：残念ながら今はありません。以前ほ場整備事業で保全池を作った場合は、地元負担分を県で負担する取り組みをしていた時代もありましたが、最近県財政が厳しいもので残念ながら今は廃止されてしまいました。その辺のところは地元の人に十分に説明して、ご理解いただいて、

このようなかかり増の施工をさせてもらっているというのが実状です。

加賀谷委員長：他にございませんでしょうか。

それでは貴重なご意見を賜りましたが、委員会としての意見をそろそろ集約してまいりたいと思います。

本日皆様にいただきました、各委員の意見につきましては、今後県の業務を行う上での参考としていただくものとします。その上で県の対応方針を「可」と決定してよろしいでしょうか。ご意見をうかがいたいと思います。

特に異議がございませんので、県の対応方針を「可」とするものと決定します。

時間になりましたので、私の役目はこれで終わりにさせていただきたいと思います。これで審議を終わりにいたします。ありがとうございました。

司会：加賀谷委員長におかれましては、長時間にわたる議事進行お疲れ様でした。

それでは次第のその他に入らせていただいて、次回の開催予定について説明させていただきます。

昨年度は継続評価及び終了評価の対象件数が少なかったため、第3回目の委員会は開催しておりませんが、今年度については終了評価に係る委員会を1月下旬から2月初旬の間に行わせていただきたいと考えております。本日の委員会終了後、委員の皆様に開催候補日を記載した日程確認の用紙をお配りしますので、出席の可否について後日FAXまたは電話でご連絡くださるよう、よろしく願いいたします。

また、本日の議事録については事務局で案を作成し、ご確認いただいた上で県のホームページに掲載させていただきます。

それではこれをもちまして本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。